

第1回研究会でご指摘・ご要望いただいた事項について

- 1 農協の先進事例の具体的取組内容等について（別紙）
- 2 農地法等の一部を改正する法律案について
- 3 農協系統における男女共同参画にかかる取組状況について
- 4 外国における農業協同組合制度について
- 5 新規就農者・雇用就農者の動向について
- 6 農薬の適正使用に関する取組状況
- 7 GAPについて
- 8 JAグループにおける生産履歴記帳運動の取組について
- 9 青果物コールドチェーンの取組状況について
- 10 食品循環資源の肥・飼料へのリサイクル利用に対する支援措置について

平成 2 1 年 6 月

農林水産省

2 農地法等の一部を改正する法律の概要

<農地制度の見直し>

(農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法)

農地を貸しやすく、借りやすくし、農地を最大限に利用

◇農地法の目的等の見直し

- 目的について、「農地は耕作者自らが所有することを最も適当とする」との考え方を、「農地の効率的な利用を促進する」考え方に改めるとともに、農地が地域における貴重な資源であること、地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化
- 農地について権利を有する者の責務として、「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨を明確化

◇農地を利用する者の確保・拡大

- ① 貸借規制を緩和し、会社、NPO等が参入しやすくするとともに、農村集落において、非農家も含めた構成員による集落営農法人をつくりやすくする等貸借による利用を拡大
- ② 農業生産法人への出資について、農外との連携による経営発展に資するよう外部からの出資規制を緩和(1/10以下の廃止、農商工連携事業者等の場合1/2未満)
- ③ 農協による農業経営は、従来、組合員との関係で制限していたが、組合員の合意で貸借により可能に

◇農地の面的集積の促進

市町村、公社等の公的な信用力のある機関が、委任を受け、分散した農地を面的にまとめる仕組みを全ての市町村で導入

◇遊休農地対策の強化

所有者が分からない遊休農地についても知事の裁定で公社等が利用できるよう措置

<農地税制の見直し>

農地制度の見直しを前提として、農地の相続税の納税猶予制度を見直し、農地を貸すと打ち切りになった納税猶予を、他の人に貸した場合でも適用を受けられるように

これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保

◇農地転用規制の厳格化

- ① 病院、学校等の公共施設への転用についても、許可不要から協議制へ
- ② 違反転用に対する罰則を強化(法人:300万円→1億円)

◇農用地区域内農地の確保

担い手により利用されている農地等は、農用地区域からの除外を認めない

<農業委員会の適切な事務執行>

農地制度においては、農業委員会が重要な役割を果たしていることから、今回の見直しにあわせて、その事務が的確に実施されることを確保

貸借等による利用の促進

国内の食料生産の増大を通じ国民に対する食料の安定供給を確保

転用期待の抑制

農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地を確保し、その有効利用を図っていく必要

担い手への集積が十分に進まない

規模拡大しても農地が分散

受け手不在で耕作放棄が増加

拍車

農地転用期待

農業生産による収益水準を上回る農地価格

拍車

我が国の農地面積はピーク時の約7割にまで減少(609万ha→463万ha)

穀物価格の高騰や輸入食料品の安全性への不安

食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を強化する必要

水田等を最大限に活用する対策等を一層促進

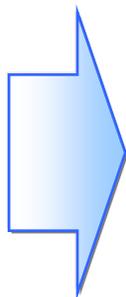
(1) 農地の権利移動規制の見直し

- 農地の権利を有する者の責務を明確化した上で、所有と貸借の規制を切り離し、所有については厳しい規制を維持しつつ、貸借については規制を見直し。
- ただし、地域における家族農業経営の取組等を阻害せず、農業上の利用をきちんと行うことを担保するための措置を幾重にも設定。

《 見直し後 》

《 現 行 》

所有権、賃借権
①すべての農地で耕作の事業を行うこと
②農地を効率的に利用して耕作の事業を行うこと
③法人の場合は農業生産法人であること
④個人の場合は農作業に常時従事すること



所有権	賃借権
(従来と同様) 農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと	
(従来と同様) ③及び④	(一定の条件の下で緩和) 次の要件を満たすときは、③、④の要件を課さない(注) ・農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件を契約に付していること ・地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと ・法人にあっては、業務執行役員のうち1人以上の者が農業に常時従事すること
	(新たに要件を追加) 周辺の農地利用に影響を与えないこと  地域における集落営農の促進、担い手への利用集積を阻害するような権利取得等を排除

- (注) 1 許可に当たっては、市町村長が意見を述べることができる。
 2 許可条件として、農地の利用状況の報告を義務付け。
 3 権利設定後に周辺地域の農業に支障が生じている場合等には、農業委員会等が勧告。
 4 不適正利用にもかかわらず解除がなされない場合等には、農業委員会等が許可を取消し。

(2) 農業生産法人制度の見直し

- 農地の所有権を取得できる法人は、農業生産法人に限定。
- 農業生産法人については、地域の農業者を中心とする法人であるとの基本的性格を維持した上で、出資制限を見直し。

1. 法人形態要件 株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社

2. 事業要件 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)[売上高が過半]

3. 構成員要件

- 農業の常時従事者
- 農地の権利提供者
- 農地保有合理化法人
- 地方公共団体
農業協同組合、農業協同組合連合会

〈農業関係者〉
総議決権の4分の3以上

- 法人から物資の供給等を受ける者又は法人の事業の円滑化に寄与する者
(例)・他の農業生産法人
・作業委託農家
・スーパー、食品産業 等

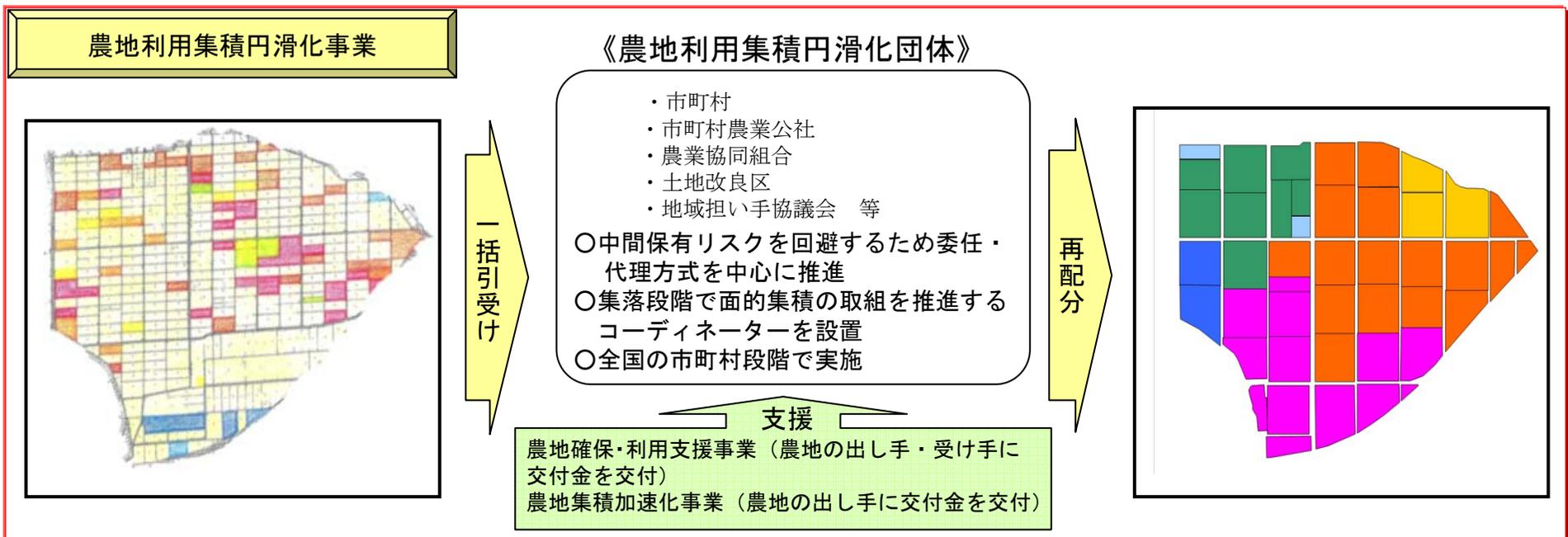
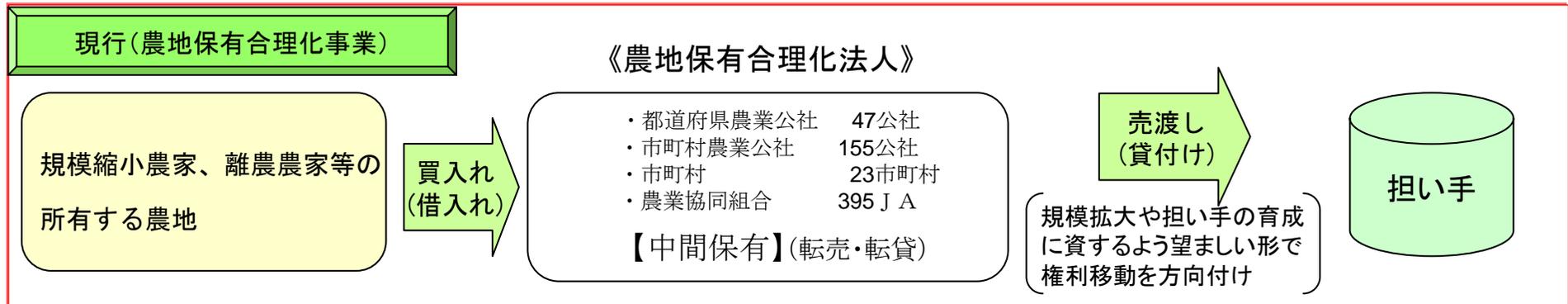
〈農業関係者以外:関連事業者〉
○ 1構成員は10分の1以下
⇒ 廃止
○ 総議決権の4分の1以下
⇒ 農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者(農商工連携事業者等)が構成員である場合には議決権の合計の上限は2分の1未満

4. 役員要件

- ① 役員の過半が農業の常時従事者(原則年間150日以上)である構成員
- ② ①のうち過半の者が農作業に従事(原則年間60日以上)

(3) 農地の利用集積を進めるための施策(農業経営基盤強化促進法)

- 農地の出し手が安心して農地を売ったり貸したりでき、また、その農地の担い手等への望ましい集積を図るため、第三者的な機関が間に入って、農地の集積の方向付け(農地保有合理化事業)を推進。
- しかし、農地の保有リスク等から取組の広がりには限界。
- このため、全国の市町村において、農地の保有リスクを回避しつつ、地域内の農地を一括して引き受けて、まとまった形で担い手に再配分を行う仕組み(農地利用集積円滑化事業)を創設。



○ 相続税納税猶予制度の見直し

- 現行の相続税納税猶予制度は、自ら農業を営むことが前提条件（貸付地には適用されない）。
- 現行の仕組みでは、貸し付けると制度の対象から外れることから、高齢になっても、無理をしてでも自ら耕作をせざるを得ず、意欲ある農業者への貸付けを躊躇する結果、農地の集積が進まないとの面があった。
- 農地を「貸しやすく、借りやすく」という農地制度の見直しを踏まえ、納税猶予制度についても、農業経営基盤強化促進法に基づいて農地を貸し付けた場合（※）には納税猶予が継続するよう見直し。

※ 次の事業により貸し付けられた場合です。

- ①農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）、②農地保有合理化事業、③農地利用集積円滑化事業

<現行制度>

納税猶予を受けるための要件

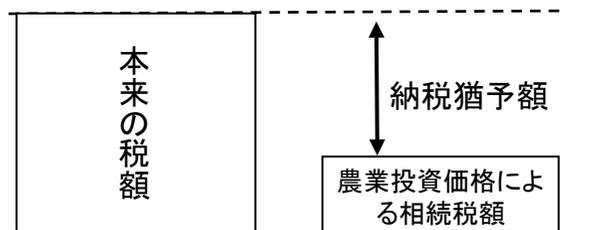
- ① 被相続人が農業経営をしていた農地であること
- ② 相続人が自ら農業経営を行うこと

猶予税額の免除要件

- ① 相続人が死亡した場合
- ② 相続人が20年間営農を継続した場合
 [三大都市圏の特定市の生産緑地地区内は
 終身営農]

猶予 → 免除

納税猶予額のイメージ



納税猶予が打ち切りとなる場合

- ・ 譲渡、転用、耕作放棄、貸付をした場合
- ・ 相続人が農業経営をやめた場合 等

<見直し>

- ① 農業経営基盤強化促進法に基づいて貸し付けられている農地についても納税猶予の適用対象とする
- ② " 農地を貸し付けた場合には、納税猶予を打ち切りとしない
- ③ 自ら農業経営を行うこと又は農業経営基盤強化促進法による貸付けにより、農地としての利用を終身継続

※ 市街化区域外の農地について適用。市街化区域内の農地については、都市計画制度の見直しの中で検討。

3 農協系統における男女共同参画にかかる取組状況

(1) JA役員に占める女性の割合

○JA役員の数、農協の合併に伴い減少している一方、女性役員は着実に増加し、その占める割合も増加している。しかし、男女共同参画基本計画の目標には遠く及ばない状況。

男女共同参画基本計画(第2次)

(平成17年12月27日閣議決定)(抄)

(前略)社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が2020年までに少なくとも30%程度になることを期待し、各分野における自主的な取組が進められることを奨励している。(後略)

第24回JA全国大会(平成18年10月決議)<抜粋>

女性のJA理事等の選出目標は、(中略)全国でJA数と同数以上の女性理事等とすることを目標とし、すでに女性理事等を選出しているJAにおいてはその維持・拡大、未選出JAにおいては積極的な取組みをはかります。(後略)

○JA役員に占める女性の割合

(単位:人)

	役員数	うち女性		割合
		うち女性	割合	
H14	26,076	266	1.0%	
H15	24,786	300	1.2%	
H16	23,742	364	1.5%	
H17	22,799	438	1.9%	
H18	22,035	465	2.1%	
H19	21,331	525	2.5%	

注意:役員とは、経営管理委員、理事、監事をいう。

資料:総合農協統計表(農林水産省経営局協同組織課)

○女性役員割合が高い都道府県(H19)

(単位:人)

都道府県	役員数	うち女性		割合	枠設定JA数
		うち女性	割合		
福岡県	661	51	7.7%	22JA/25JA	
島根県	293	22	7.5%	5JA/11JA	
長崎県	201	14	7.0%	5JA/7JA	

注:枠設定JAとは役員選出の際に女性組織代表枠を設定しているJAを示す。

<男女参画に向けた工夫>

- 役員における女性組織代表枠の設置
(例)理事の女性組織代表枠設定JA数
153JA/811JA(H19.9.1現在)
- 県中央会による県域目標の設定・指導
- JA合併時における女性役員登用の検討
- 女性リーダーの研修会等の開催

○女性役員割合が低い都道府県(H19)

(単位:人)

都道府県	役員数	うち女性		割合	枠設定JA数
		うち女性	割合		
山梨県	399	1	0.3%	1JA/13JA	
北海道	1,854	10	0.5%	2JA/118JA	
埼玉県	816	5	0.6%	0JA/26JA	

注:枠設定JAとは役員選出の際に女性組織代表枠を設定しているJAを示す。

<割合が低い理由>

- 小規模JAが多く、役員数が少ないため、女性枠の設定が困難
- 各県中央会及びJAにおける役職員の参画推進への取組意識が低い
- JAの合併の遅れなどにより、参画の取組が後回しにされていた

(2) JA正組合員に占める女性の割合等

○ JA正組合員の総数は減少する中で、その女性数は増加しており、女性の占める割合は増加傾向。ただし、農協系統が目標としているその割合には達していない。

第24回JA全国大会(平成18年10月)決議

＜女性の正組合員加入促進の目標数値(JAグループ全体としての目安とする水準)＞

JAグループ全体で、正組合員に占める女性の割合を25%とすること(中略)を目安とする。

○JA正組合員に占める女性の割合

(単位:人)

	正組合員数	うち女性	割合
H14	5,149,940	783,806	15.2%
H15	5,098,862	787,965	15.5%
H16	5,045,472	786,357	15.6%
H17	4,988,029	804,583	16.1%
H18	4,931,853	812,508	16.5%
H19	4,877,364	853,238	17.5%

資料:総合農協統計表(農林水産省経営局協同組織課)

＜女性正組合員が増加傾向となっている主な要因＞

- 各JAにおける女性の正組合員加入運動の展開
 - ・一戸複数正組合員制の定着
 - ・食育や地産地消などのJA女性組織や女性グループ活動の活性化
 - ・JA女性組織やJA役職員に対して、研修会等の実施
- 組合員の高齢化に伴う経営移譲(夫 → 妻)

(参考)

○JA職員に占める女性の割合

(単位:人)

	職員数	うち女性	割合
H14	257,645	95,117	36.9%
H15	248,015	91,500	36.9%
H16	240,435	88,313	36.7%
H17	232,981	84,681	36.3%
H18	227,729	83,273	36.6%
H19	226,008	82,684	36.6%

資料:総合農協統計表(農林水産省経営局協同組織課)

＜主な特色＞

- JA合併や事業の効率化に伴い、職員数全体は減少している
- JA全職員の対する女性割合は、ほぼ一定

4 外国における農業協同組合制度

	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ	韓国
設立根拠	協同組合法	一般法：協同組合の法的地位に関する法律 個別法：新農事法典第5編	産業及び節約組合法、会社法 (イギリスでは、会社法により設立される協同会社も協同組合とみなされており、それらを含めて農業者経営事業体 (Farmer Controlled Businesses) とよばれている。)	各州の法令	農業協同組合法
組織	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 【連合会】 構成員：単位組合 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【単位組合】 構成員：農業者、地域住民 種類：事業に着目し作目横断的に関わる組合(①、②)と作目に着目し事業を協同化する組合(③～⑦)がある。 ①経済事業兼営の信用協同組合 ②購買・販売協同組合 ③酪農協同組合 ④果樹・野菜協同組合 ⑤ワイン醸造協同組合 ⑥畜産協同組合 ⑦その他の協同組合 </div> <p>○一人一票制で、例外的に定款で複数議決権の付与が可能</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 農協系統 【農協連合会】 構成員：農協、企業 ↓ 【農協】 構成員：農業者 種類：特定の作目を中心し事業を行う品目組合 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 農業信用金庫系統 【全国金庫】 出資者：地域金庫 形態：株式会社 ↓ 【地域金庫】 出資者：地区金庫、農協、地域住民 ↓ 【地区金庫】 構成員：地域住民、農協 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 地区金庫は、地域金庫の主要な構成員であるが、自らは信用事業を行わず、組合員からの出資金の管理を行うとともに、地区金庫の理事が地域金庫の貸出審査委員会に出席する。 </div> <p>○一人一票制で、例外的に定款で複数議決権の付与が可能</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 【連合会】 構成員：農業者経営事業体 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【農業者経営事業体】 構成員：農業者、地域住民 種類：以下の3種類であり、3事業を兼営する事業体もある。 ①農産物の加工・販売を行う販売事業 ②飼肥料、農機具等の購買を行う購買事業 ③農産物の運搬、保管、乾燥等を行うサービス事業 </div> <p>○一人一票制で、例外的に定款で複数議決権の付与が可能</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 【広域農協】 構成員：地域農協、農業者 事業範囲：州、あるいは複数の州 ※分類上、大規模な地域農協も広域農協とされている。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【地域農協】 構成員：農業者 事業範囲：郡レベル 種類：以下の3種類であり、多くの組合で販売と購買等を兼営。 ①農産物の加工・販売を行う販売農協 ②飼肥料、農機具等の購買を行う購買農協 ③農産物の運搬、保管、乾燥等を行うサービス農協 </div> <p>○大部分は一人一票制で、複数議決権を付与する農協もある</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 【農業協同組合中央会】 構成員：単位組合 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【単位組合】 構成員：農業者 種類：経済、信用、共済事業等を総合的に行う地域組合と特定の作目に着目し事業を協同化する品目組合がある。 </div> <p>○一人一票制で、組合員が法人である場合には複数議決権の付与が可能</p>
事業	【連合会】 単位組合の事業の支援・補完 【単位組合】 上記①：経済事業、信用事業 上記②～⑦：経済事業 ○員外利用制限なし	【農協連合会】 経済事業 【農協】 経済事業 【全国金庫】 信用事業 【地域金庫】 信用事業 【地区金庫】 地域金庫への出資等 ○一定の制限の下で員外利用可	【連合会】 農業経営事業体の事業の補完 【農業者経営事業体】 経済事業 ※農業者経営事業体は信用事業を実施せず、農業金融は銀行等が対応。 ○一定の制限の下で員外利用可	【広域農協】 経済事業 【地域農協】 経済事業 ※農協は信用事業を実施せず、農業金融は銀行等が対応。 ○一定の制限の下で員外利用可	【中央会】 単位組合の事業の補完 【単位組合】 総合的に事業を実施 ○一定の制限の下で員外利用可
農協数	(2008年) 2,994	(2008年) 農協系統：約3,200 金庫系統：約2,600	(2009年) 約400 (農業者経営事業体)	(2007年) 広域、地域農協の総数：2,594	(2007年) 1,196

5 新規就農者・雇用就農者の動向

(全 国)

(単位：千人)

区 分	平 2	平 7	平 1 2	平 1 7	平 1 8	平 1 9
新規就農青年（39歳以下）	4.3	7.6	11.6	11.7	11.0	10.2
新規就農中高年（40歳以上）	11.4	40.4	65.9	67.2	63.5	56.0
40～59歳	6.6	15.8	21.1	26.9	25.4	20.8
60歳以上	4.8	24.6	44.8	40.3	38.1	35.2
合計	15.7	48.0	77.1	78.9	74.5	66.2
うち、新規学卒就農者	1.8	1.8	2.1	2.5	2.5	2.3
うち、新規参入者	(0.1)	(0.3)	(0.5)	—	2.2	1.6
雇用就農者					6.5	7.3

資料：農林水産省統計情報部「農家就業動向調査」(H2)、「農業構造動態調査」(H7～17)、「農林業センサス」(H17)、「新規就農者調査」(H18、19)

注1. 「新規学卒就農者」とは、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者である。

2. 「新規参入者」とは、調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、新たに農業経営を開始した経営の責任者である。

3. 平成7年～17年は「販売農家のみ」の調査値である。

4. 平成17年は農林業センサス(2005年)及び農業構造動態調査を組替集計したものを使用。

5. 「新規参入者」の値については、平成2年は「新規青年就農者等緊急調査」(農林水産省)、平成7年は各都道府県調べを農林水産省で集計、平成12年は「農林漁業への新規就農者に関する情報収集」(農林水産省)、平成17年は調査未実施、平成18、19年は「新規就農者調査」(農林水産省)による。よって、各調査ごとに手法が異なることから、各調査にまたがる数値については関連性がない。

(愛 媛)

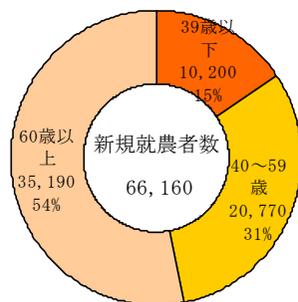
(単位：人)

新規就農青年(39歳以下)	55	47	105	69	63	64
新規就農中高年(40歳以上)	85	75	85	72	73	74
40～59歳		14	45	48	36	44
60歳以上		61	40	24	37	30
合計	140	197	275	213	209	212

資料：愛媛県農林水産部「青年農業者動向調査」

全国の新規就農者数（年齢別）

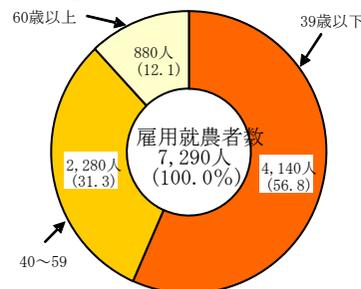
① 年齢別新規就農者数



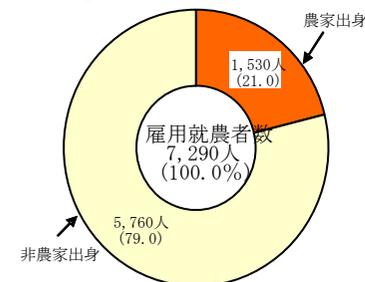
資料：19年度新規就農者調査（農林水産省統計情報部）

全国の雇用就農者数（年齢別・出身別）

② 年齢別雇用就農者数



③ 出身別雇用就農者数



資料：19年度新規就農者調査（農林水産省統計情報部）

6 農薬の適正使用に関する取組状況

【農薬の使用に係る主な取組】

- 農林水産大臣、環境大臣による農薬使用基準の策定(農薬取締法第12条)
- 普及指導員、病虫害防除員等による農薬の使用の指導(農薬取締法第12条の3)
- 農林水産省による農薬の使用状況調査や地方自治体等への支援(具体的内容は以下のとおり)

農薬の使用状況調査

【調査スキーム】

- 調査対象:全国4,741農家
- 地方農政事務所担当官が調査対象農家を訪問し、予め指定した作物に関する農薬使用履歴の記帳を依頼→調査終了後回収のうえ、使用状況を確認

【調査結果】

- **ほぼ全ての農家で適正に使用**(4,726農家:全体の99.7%)

農薬の適正使用・管理の徹底

「食の安全・安心確保交付金」(農薬の適正使用等の総合的な推進)において、**地方自治体等の取組を支援**

【具体的内容(抜粋)】

- 農薬使用者への適正使用の講習・指導
- **農薬の使用実態等調査**
- 農薬適正使用アドバイザーの育成
- 農薬販売者への指導の実施
- 各地方自治体による進捗状況の管理

7 GAP(農業生産工程管理手法)について

○ GAPとは、生産者自らが、農業生産工程の全体を見通して、食品安全、環境保全、経営改善などの観点から注意すべき事項(点検項目)を定め、これに沿って農作業を実施・記録し、検証を行って農作業の改善に結びつけていく手法。

(注)GAPは「Good Agricultural Practice(良い農業の実践)」の略。

<GAPの導入>

<導入のメリット>

①計画 (Plan)

品目や地域の条件等に応じて、農作業の各段階ごとに考慮すべき危害要因※等を洗い出し、点検項目を設定します。

※ 危害要因とは、健康に悪影響をもたらす原因となる可能性のある食品中の物質または食品の状態。



生産者が話し合い、考慮すべき危害要因等を洗い出します。



農作業の各段階ごとに危害要因等に応じて点検項目を設定します。

②実践 (Do)

点検項目に沿って農作業を行い、記録します。



点検項目に沿って農作業を行います。
(例 作業用ハサミを頻繁に消毒する)



農作業を行ったら記録し保管します。

③点検・評価 (Check)

記録を点検し、改善できる部分を見出します。



生産者が集まり、記録を点検し、改善点を見出します。

④見直し・改善 (Action)

点検項目を見直し、次期作の作付けで活用します。

食品の安全確保

(例) 残留農薬、病原微生物、重金属、異物の対策など

環境の保全

(例) 廃棄物の適正処理、エネルギー削減、など

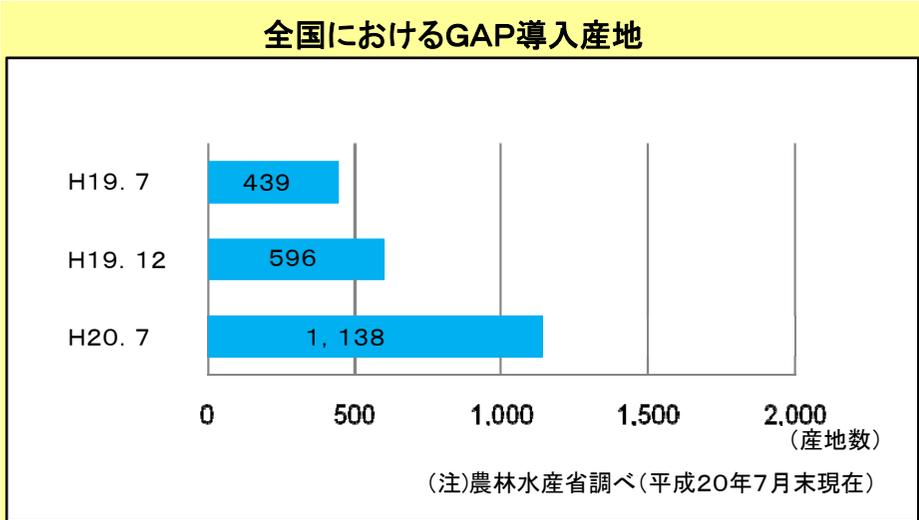
経営改善

(例) 農薬・肥料等の資材コスト削減、異物混入防止による品質確保など

GAPの導入により、消費者・実需者の信頼確保を目指す。

○ GAPの取組状況について

- 「21世紀新農政2007」において、GAPを積極的に導入・推進することとし、平成23年度までに2,000産地においてGAPの導入を目指すこととしている。
- 平成20年7月末時点で、導入済みの産地(合意形成済みの産地を含む)は、全国で1,138産地。



(参考: GAPの事例)

○基礎GAP(農林水産省が策定しているGAP)

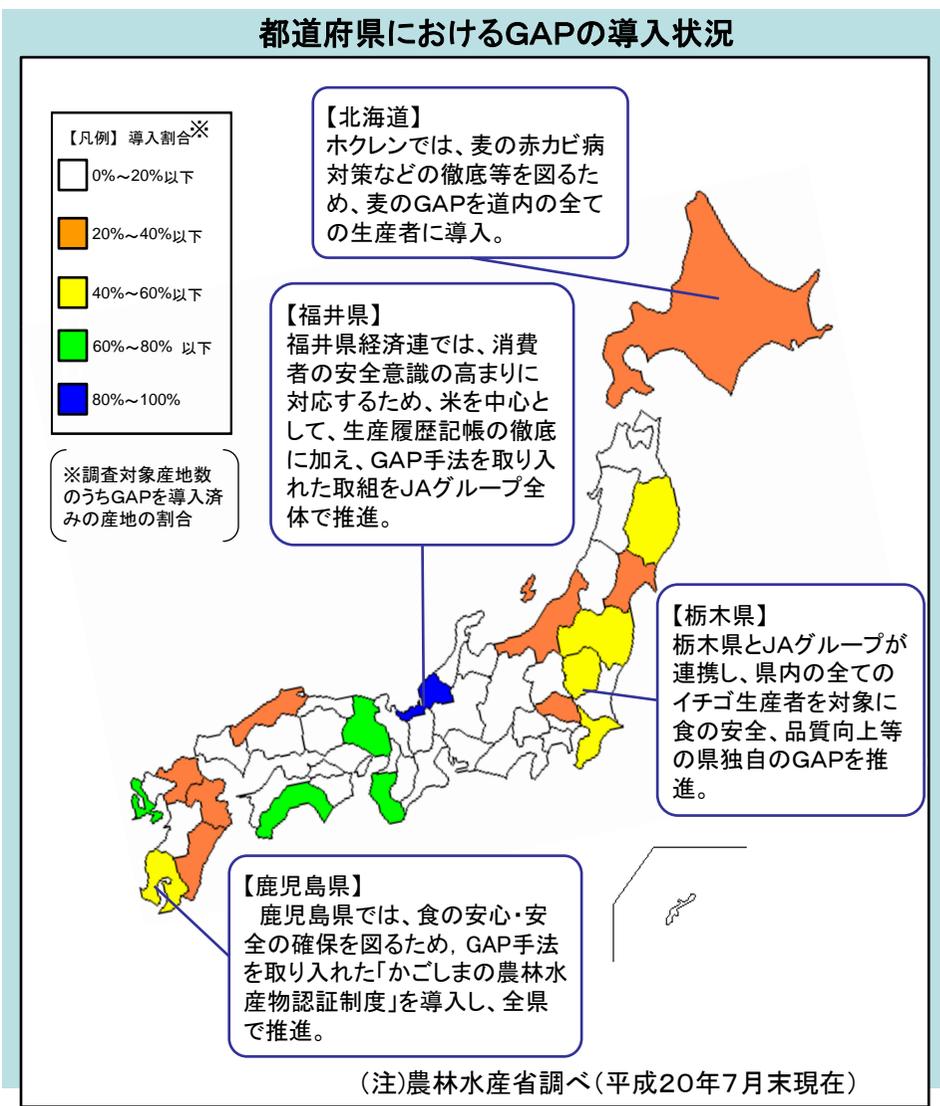
- ・食品安全や環境保全に係る汎用性の高い項目に絞った基礎的なGAP。
- ・点検項目は20~25項目程度(7品目(野菜、果樹、米、麦、大豆、花き、茶)で策定)。

○JGAP(民間のNPO法人日本GAP協会が策定しているGAP)

- ・点検項目は、食品の安全確保、環境の保全、労働安全など約130項目(3品目)。
- ・平成20年10月に、GLOBALGAP3.0版との同等性認証を取得。
- ・平成21年4月末時点で、認証件数94件(455農場)。

○GLOBALGAP(民間の欧州小売業組合が策定しているGAP)

- ・EU規則等に基づくものではない。
- ・点検項目は、食品の安全確保、環境の保全、労働安全など約200項目。
- ・我が国では、平成20年12月時点で個別16件を認証。



8 JAグループにおける生産履歴記帳運動の取組について

- JAグループでは、平成14年度から生産履歴記帳運動を展開している。これはJAの取り扱う農畜産物すべてに、播種から収穫までの生産工程の管理を通じて、履歴の裏付けをする(＝トレースできる)取り組みである。
- 本運動は、生産履歴記帳運動の展開が始まった平成14年度の時点からほとんどのJAで取り組まれており、管理項目を農業に絞った防除日誌の記帳を含めると、平成20年度ではすべてのJAが生産履歴記帳運動に取り組んでいる。
- また、品目別の販売高に占める記帳のある農産物の割合も年々高まってきている。

1. 生産履歴記帳運動の概要

【運動の目的】

安全な農産物づくりと記帳を通じて、生産履歴の開示を行い、それにより消費者に「安心」を届け、食と農の距離を縮め、国産農畜産物への信頼を回復し、さらに信頼を高めること。

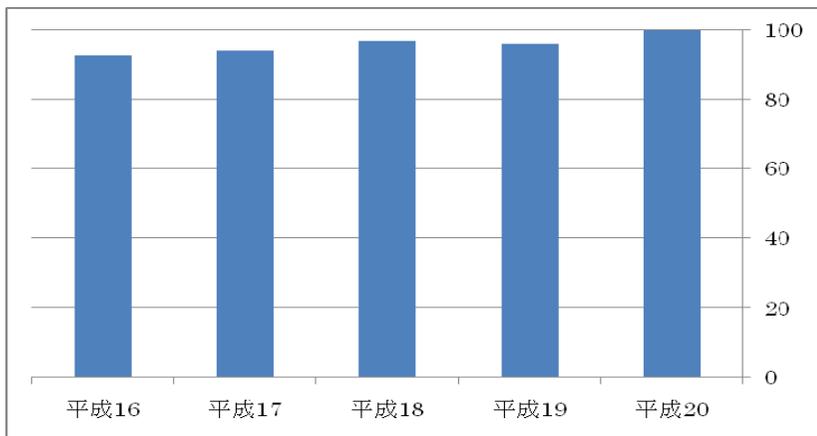
【運動の定義】

以下の①～④の一連の取組をいう。

- ① 適切な生産基準を設定し、
- ② その基準に従って適切な生産管理、記帳を行い、
- ③ 生産基準ごとに農産物を分別管理し、
- ④ 記帳内容に基づく情報を取引先・消費者に提供する。

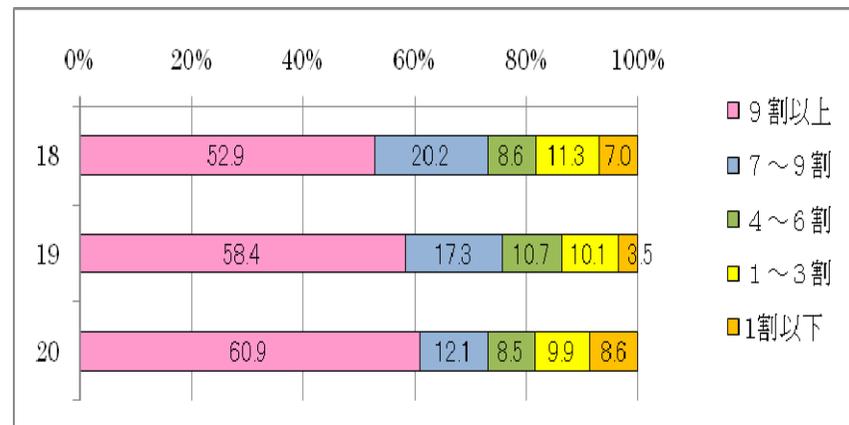
2. 生産履歴記帳運動取組状況

● 生産履歴記帳運動を実施しているJAの割合



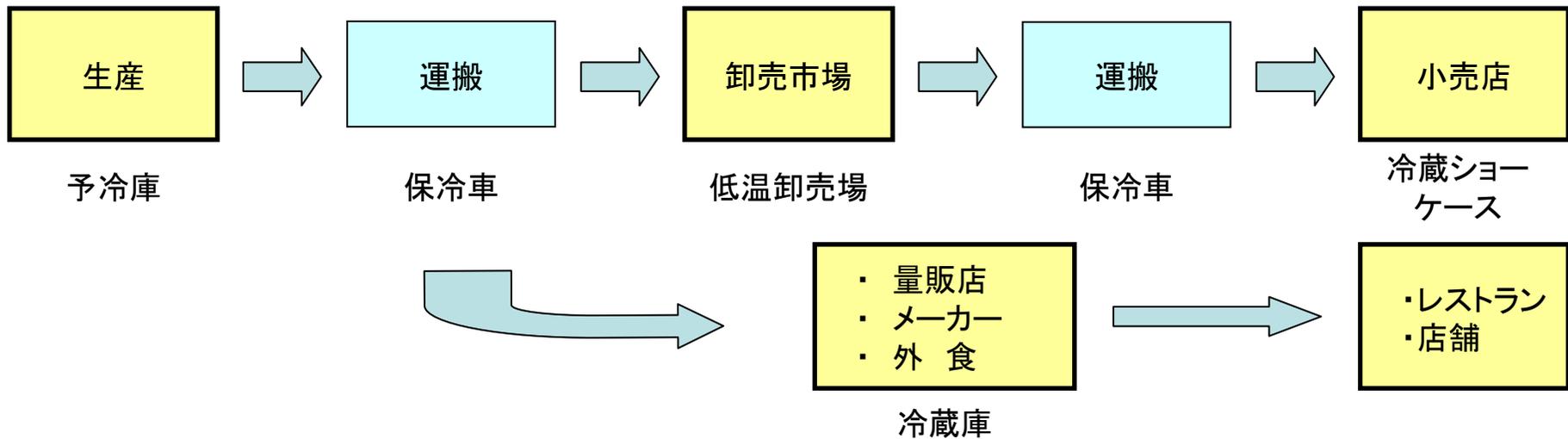
資料：JA全中一斉調査(平成15年度は調査未実施)

● 米販売高のうち記帳を行っている割合ごとのJAの割合



資料：JA全中一斉調査

9 青果物コールドチェーンの流れ



● 中央卸売市場における青果物低温卸売場の整備状況

	平成12年3月	平成20年3月
卸売場面積	761千㎡	706千㎡
うち低温卸売場面積	39千㎡	84千㎡
割合	5.1%	11.9%

資料：農林水産省流通課調べ

● 低温卸売場を設置している青果物取扱中央卸売市場数

全市場数	66市場
うち低温卸売場設置市場数	53市場
割合	80.3%

資料：農林水産省流通課調べ(20年3月)

● 品質管理高度化規範の策定状況(中央卸売市場)

青果物取扱卸売業者	6割
-----------	----

資料：農林水産省流通課調べ(20年5月)

10 食品循環資源の肥・飼料へのリサイクル利用に対する支援措置

生産者団体、食品関連事業者等に対する支援

- ・ 地域バイオマス利活用交付金【補助率2分の1以内、(民間事業者は原則3分の1以内)】

対象経費：バイオマス変換施設等

【事業内容】

地域に存在するバイオマスを可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした取組を支援

生産者団体等に対する支援

- ・ 地域資源活用型エコフィード増産推進事業【補助率2分の1、定額】

【事業内容】

- ① TMRセンター等が食品残さの利用量を拡大し、混合飼料原料として利用した場合、その拡大量に応じて助成
- ② TMRセンター等が飼料作物の生産量を拡大し、混合飼料原料として利用した場合、その拡大量に応じて助成
- ③ ①、②の取組に必要な作業機材のリース費の2分の1を実施期間中助成(最大3年間)

※ TMRセンター：粗飼料、濃厚飼料、ミネラル、ビタミン等を混合し、完全混合飼料を製造する施設

リサイクル事業者等に対する税制特例による支援

(1) 特別償却制度

食品リサイクル法に基づく大臣認定を受けた再生利用事業の実行に必要な設備を取得した場合、普通減価償却限度額のほかに、取得初年度に取得価額の14%相当額を特別償却できる

(2) 固定資産税の軽減措置

食品リサイクル設備を取得した場合、固定資産税の課税対象となる年度から3年度分に限り、課税標準が、通常の3分の2となる。

生産者団体、食品関連事業者等に対する支援

- ・ 広域連携等バイオマス利活用推進事業【補助率2分の1以内】

対象経費：バイオマスの生産・収集・運搬システムの構築等

【事業内容】

食品事業者が都道府県の区域を超えて行う広域的な食品廃棄物等のバイオマス利活用システムの構築などのため、食品事業者等が行う啓発普及活動、実証試験等について支援

食品残さ飼料化業者・配合飼料メーカーに対する支援

- ・ エコフィード緊急増産対策事業【補助率2分の1、定額】

【事業内容】

「配合飼料メーカー」と「食品残さ飼料化業者」が連携・協調した協議会を設置し、エコフィードの利用拡大に取り組む場合、

- ① 畜産農家向けに販売する配合飼料中のエコフィード利用量の増加実績に対して奨励金を交付
- ② エコフィード原料(食品残さ)の集荷体制を構築するための経費の一部を支援

※ エコフィード：国内の未利用資源の活用により飼料自給率の向上に資する飼料

【参考】食品関連事業者に対する補正予算による支援

- ・ 食品循環資源品質維持体制整備事業【補助率2分の1以内】

【事業内容】

業務用生ゴミ処理機等の一次処理設備や専用保冷庫など、肥飼料の原材料としての食品循環資源の品質を維持するために食品循環資源が発生する事業場に設置する設備の導入を支援。

支援に当たっては、食品産業と農畜水産業者との連携した取組を支援するため、食品廃棄物の販売先等が農業者等又はリサイクル業者であることなどが要件。